

島根県保健医療計画（保健医療従事者の確保・育成、地域医療）の素案に対する意見照会と対応について

1. 医療法の規定に基づく意見照会

- (1) 実施期間 令和6年1月15日から2月2日まで
- (2) 意見照会先
 - ・ 診療又は調剤に関する学識経験者の団体
（島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会）
 - ・ 市町村及び救急業務を共同処理する一部事務組合等
 - ・ 島根県保険者協議会

2. パブリックコメント

- (1) 実施期間 令和6年1月15日から2月14日まで
- (2) 実施方法 県ホームページ、県政情報センター等での閲覧

3. 意見と対応

- ・ 資料6-2のとおり、素案に対する意見が提出され、それぞれ以下のとおり計画素案の文言修正を行った。
 - ①医師の確保・育成（医師確保計画）、地域医療
12件の意見が提出され、3件について意見を反映し修正
 - ②薬剤師の確保・育成（薬剤師確保計画）
3件の意見が提出され、0件について意見を反映し修正
 - ③その他の保健医療従事者の確保・育成
3件の意見が提出され、2件について意見を反映し修正
- ・ この修正を加え、「島根県保健医療計画（案）」として決定
- ・ 13件の意見については、計画素案の文言修正を行うものではなく、今後の施策の参考とする意見であった